

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年4月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400323号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500004号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成23年12月1日から平成24年9月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年12月から平成24年8月までの各月の標準報酬月額は20万円を22万円、平成26年9月から平成27年2月までの各月の標準報酬月額は24万円を26万円及び同年3月から同年8月までの各月の標準報酬月額は24万円を32万円とする。

平成23年12月から平成24年8月までの各月及び平成26年9月から平成27年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月から平成24年8月までの各月及び平成26年9月から平成27年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成23年12月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年12月から平成24年8月までの各月の標準報酬月額は22万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を24万円、同年9月から平成25年8月までの各月の標準報酬月額は22万円を24万円とする。

平成23年12月から平成25年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年12月1日から平成27年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額となっているので、控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成23年12月1日から平成24年9月1日までの期間及び平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び平成24年分給与所得の源泉徴収票、A社から提出された平成27年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下、併せて「支払明細書等」という。)並びに日本年金機構の回答により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、かつ、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

したがって、平成 23 年 12 月から平成 24 年 8 月までの各月及び平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月までの各月の標準報酬月額については、支払明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、平成 23 年 12 月から平成 24 年 8 月までの各月は 22 万円、平成 26 年 9 月から平成 27 年 2 月までの各月は 26 万円及び同年 3 月から同年 8 月までの各月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする届書が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間については、支払明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から平成 25 年分及び平成 26 年分の給与所得の源泉徴収票が提出されているものの、これのみでは当該期間の各月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間のうち、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 請求期間のうち、平成 23 年 12 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 23 年 12 月から平成 25 年 8 月までの各月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、24 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 23 年 12 月から平成 25 年 8 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400360 号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第 2500003 号

第 1 結論

平成 3 年 1 月から平成 5 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 1 月から平成 5 年 2 月まで

私が昭和 61 年 9 月に会社を退職した数年後の平成 2 年頃から平成 4 年頃までの期間に、A 県 B 市役所において国民年金の加入手続を行った。その後、請求期間について、毎月、月末近くになると、オートバイに乗った女性が自宅に国民年金保険料の集金に来たので、4 桁の金額の現金を渡していた。

しかし、請求期間は、国民年金保険料を納付した記録となっていないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

国民年金加入手続を行った場合、被保険者に対し国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しが行われるところ、請求者の記号番号は、当該記号番号に係る払出簿により確認できる払出年月日(平成 5 年 3 月 26 日)、及び社会保険オンラインシステムにより確認できる請求者の同月の国民年金保険料収納年月日(同月 18 日)の記録から判断すると、B 市において、平成 5 年 3 月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認できる。

また、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が請求期間当時の住所地であったとする A 県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったものの、請求期間当時において、前述の請求者の記号番号とは別の記号番号の払出しは確認できず、当該各記録の状況からは、請求者が平成 2 年頃から平成 4 年頃までの期間に B 市役所において行ったとする国民年金の加入手続をうかがうことができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日(昭和 61 年 10 月 1 日)に係る処理年月日は、平成 5 年 4 月 19 日と記録されており、遡って被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、当該処理が行われるまでの請求期間については、国民年金に未加入の期間であり、請求者は、請求期間当時において、請求期間に係る国民年金保険料を納付できなかったと推認できる上、B 市の国民年金保険料収滞納一覧表において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付された旨の記録はなく、当該記録の状況は、請求者のオンライン記録と符合している。

加えて、B 市は、請求期間における国民年金の記録については、平成 21 年 8 月に全て社会保険庁(当時)に移管したため、資料や記録等は残っていない旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2400328 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500005 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月上旬から昭和 61 年 1 月 1 日まで
② 昭和 63 年 6 月下旬から同年 12 月下旬まで

私は、昭和 59 年 3 月上旬、A 社に正社員として入社し、同社の元請企業である C 社から、最低 1 年以上の従事経験が必要とされる「D 資格認定書」を昭和 60 年 7 月 1 日に取得したにもかかわらず、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、昭和 63 年 6 月下旬から同年 12 月下旬までの期間、B 社から 6 か月間の期間従業員として、E 社の F 工場に派遣されていたにもかかわらず、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

請求期間①及び②について、各事業所において勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

請求期間①について、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間①のうち、昭和 60 年 1 月 20 日から昭和 61 年 1 月 1 日までの期間において、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者が記憶する A 社の同僚 3 人に照会し回答があった二人は、請求者が同社で勤務していた記憶はあるが、入社時期については不明であるとしている上、「D 資格認定書」の取得について 1 年以上の従事経験が必要とする回答はなかった。

また、C 社は、「D 資格認定書」を同社が発行したこと及び A 社との取引があったことは認めているものの、請求期間①当時の資料が残っておらず詳細については不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、請求期間①のうち、昭和 59 年 5 月 31 日から昭和 61 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所ではなかったところ、前述の同僚二人は、当該期間において勤務の継続はあったが、厚生年金保険料の控除については不明である旨回答又は陳述している。

加えて、商業登記の記録によると、A 社は、平成元年に解散している上、請求期間①当時の

代表取締役も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間②において、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係るオンライン記録において、請求期間②に被保険者記録のある同僚9人に照会し回答があった7人のうち、請求者を知っていると回答した一人は、請求者が請求期間②に勤務していたか否かは不明と回答している。

また、前述の回答があった7人のうち、3人が入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しないと回答しているところ、このうちの一人は、入社したとする時期と被保険者資格取得日との間には約10か月の差がある上、別の一人は、入社から1か月か2か月経過後に担当者から社会保険の加入を希望するか否かを確認されたため迷わず加入を希望した旨陳述しており、また別の一人は、入社直後に社会保険の加入を強く迫った結果、入社から2か月後に加入したが加入前から厚生年金保険料が控除されることはなかった旨陳述している。

さらに、雇用保険の記録によると、前述の同僚9人に係るB社における被保険者記録は、4人については加入記録が確認できない上、5人については、雇用保険の被保険者資格取得日から厚生年金保険の被保険者資格取得日との間に最大3か月の差が確認できることを踏まえると、B社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、請求期間②において、請求者が派遣先としているE社は、B社との取引の有無及び請求者が同社の関係業務に従事していたか否かについて、いずれも不明である旨回答しており、請求者の勤務状況等を確認することができない。

また、商業登記の記録によると、B社は、複数回の商号変更及び住所変更を経て令和3年に解散している上、請求期間②当時の代表取締役も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。